

2023年8月17日

島根労働局長 宮口真二様

島根県自治体労働組合総連合（しまね自治労連）
執行委員長 塩冶隆彦
（松江市母衣町55-2 島根県教育会館2階）



2023年度島根地方最低賃金に対する異議申出

日頃から労働者の生命と暮らし、安心して働き続けられる職場づくりのために尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年8月10日付け島根労働局一般公示第20号にて公示されました島根地方最低賃金審議会の答申につきましては、異常な物価高や光熱費の増大などの諸情勢を背景に、例年にも増して、労働者、使用者、公益それぞれの立場にて特別な議論とご努力がなされた結果と推察致します。

しかし、その内容は、現状の改善につながるとはいえ、最低賃金法に定める「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」との目的に沿うものとは言えません。

事前の意見申出において、全国一律の最賃制度の創設と、最低でも1,500円以上への引き上げを求めてきた経過からも、今回の答申内容については再検討を要すると考えます。意見申出内容との重複を避けながら、その理由を下記のとおり説明し、異議の申出とします。

記

1. 介護職の社会的役割にふさわしい処遇を確保することが必要

私たちの労働組合には、介護現場で働く臨時・パート職員が多く加入しています。今、新型コロナウイルス感染症も「第9波」の到来かと思わせるほど感染は継続しています。介護現場における職員の精神的肉体的負担は極めて大きく、職員は疲弊しきっています。

その上、慢性的な人員不足から、労働基準法違反状態が蔓延していることと、特に非正規労働者の時給は低位な水準に張り付いたままであることは、意見申出にて述べたとおりです。

県内東部の、ある「特養」における職員構成をみると、正規職員の比率が2016年には56%であったのに、2020年には37%に低下し、4年前にはいなかった派遣職員を17%、臨時職員を29%、その他パート職員等17%を配置して対応しています。また、20歳～30歳代職員は、僅か22%、60歳以上（70歳代も含め）の職員が44%を占める状態であり、短時間勤務者を含めて常勤換算にて職員配置基準を満たしているに過ぎない深刻な状況です。

また、7月26日の意見申出直後に組合員から寄せられた情報によると、松江市内の2か所の高齢者通所施設が事業休止へ追い込まれたとのこと。その理由は、賃金が支払えないのではなく、募集しても職員の確保ができないことが理由となっており、結果として、利用者へのサービス削減が現実となっています。「労働力の質的向上及び事業の公正

な競争の確保に資する」ことなどは、望むべくもないのが介護現場の実態です。

繰り返しになりますが、最低賃金の大幅な引き上げは、当該労働者の生活の安定のみならず、介護という職の社会的役割にふさわしい処遇を確保するために極めて重要な役割を果たします。やりがいのある仕事を安心して続けることができ、また、そのことが利用者へのサービス向上につながるためにも、せめて時給1,500円への引き上げを可及的速やかに実施する必要があります。そうすることで、介護報酬制度そのものの改善へと導くことが可能となり、今最も求められていることです。

2. 生活保護に係る施策との整合性配慮について

この点に関しては、7月26日付けにて提出しました意見申出において、最低賃金と生活保護との比較方法の問題点について4点にわたって具体的に指摘してきたところです。

この度、8月10日に答申がありました時間額904円は、現行単価より47円の引き上げとなり、これまでの引き上げ額を大きく上回る内容ではあります。しかし、この904円での時間単価により比較計算しても（意見申出時の試算と同様に、月一人当たり労働時間を173.8時間とする）、「別紙1」とおり県内全地域共に引き続き生活保護基準を下回る結果となっています。

月の労働時間を、現実ではあり得ない173.8時間にて算出しても、「別紙1」の状況であり、まして、月の労働時間数を実際の144時間【最低賃金に関する基礎調査結果報告書：第34表「平均賃金額と労働時間数（令和5年）」（令和5年8月1日 島根地方最低賃金審議会資料）】にて算出すると、「別紙2」とおり、生活保護費を更に大きく下回るのが実態です。

今回の最賃額が大幅な引き上げとはいうものの、毎月の生活保護基準以下という憲法第25条に定められている健康で文化的な最低限度の生活さえ満たされていない最低賃金額と言わざるを得ない内容です。

これでは、生活保護に係る施策との整合性が配慮された最低賃金額とは言い難く、意見申出において述べたとおり、比較方法の問題点を踏まえ、更に他の生活保護施策全般も含めた整合性の観点からも、直ちに1,500円に引き上げることが必要です。

3. 国と島根県への要望について

最近の光熱費の急騰と原材料費を含む諸物価の高騰は、労働者の生活への圧迫と同時に、介護報酬、診療報酬、保育費の公定価格などによって運営されている福祉施設・病院、そして、中小零細企業の経営に重大な影響を及ぼし、事業継続そのものを困難にさえしています。このことに対して島根県や国からの緊急支援措置が強く望まれます。

また、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への様々な支援策については、意見申出において述べたとおりであり、国による抜本的な施策展開が必須です。このこと抜きに、使用者と労働者の努力のみで最低賃金額を大きく改善することはいずれ限界を迎えることとなります。

貴職及び島根地方最低賃金審議会におかれましては、以上の緊急支援措置や最低賃金引き上げのための抜本的施策展開について、島根県や国に対して強力に働きかけられるよう要請し、今回の異議申し出とします。

【別紙 1】

今回公示の最低賃金 時間額 904円による試算

生活保護法における収入認定(最低賃金額による就労収入の場合)

月一人当たり労働時間:173.8時間の場合

収入認定額(月額) **157,115** 円 (904円×173.8時間=157,115円)

収入から控除すべき金額(勤労に伴う必要経費)	
健康保険料	8,208
厚生年金保険料	14,640
雇用保険料	942
所得税	2,460
住民税	7,198
勤労控除	29,200
控除合計額	62,648
控除後の収入額(最低賃金額:B)	94,467

協会けんぽ島根 保険料

賃金額の0.6%

源泉徴収 月額表

前年収入を同額とした試算

稼働に伴う生活需要の増加分

※労働組合加入者は組合費も控除対象となる

※可処分所得として見なすべき金額

(収入認定額の 60.1%)

全級地で要保護状態 (生活扶助額には期末一時扶助と冬期加算は算入せず)

生活保護基準額 (A)	最低賃金額(B)との差 (A-B) 保護基準が 大	最賃との差 (1時間当たりの金額)	
2級地-1	105,460	10,993	63
3級地-1	96,630	2,163	12
3級地-2	95,140	673	3

(生活保護基準は、18~19歳 単身独居の場合)

(円未満切り捨て)

※備考※

○期末一時扶助額(2-1: 12,880円 3-1: 11,610円 3-2: 10,970円) 12月のみ支給

○冬期加算額(県内全地域:4,630円/月) 11月から3月までの間のみ支給

○いずれも季節的な需要に鑑みての給付であり、その時期での保護の要否判定に用いる基準

◎中央審議会同様に、期末一時扶助額と冬期加算額を生活扶助に加えた場合は以下の通り

(2級地-1)を例に計算すると、期末一時扶助と冬期加算の合計額を月額換算すると、3002円/月

更に時間当たり金額は、3002円÷173.8=17円(円未満切り捨て)

つまり、2級地-1の場合、63円+17円=80円/時間 も最低賃金額が低くなる

【別紙 2】

今回公示の最低賃金 時間額 904円による試算

生活保護法における収入認定(最低賃金額による就労収入の場合)

月一人当たり労働時間:144時間の場合

収入認定額(月額) **130,176** 円 (904円×144時間=130,176円)

収入から控除すべき金額(勤労に伴う必要経費)	
健康保険料	6,874
厚生年金保険料	12,261
雇用保険料	781
所得税	1,240
住民税	5,309
勤労控除	26,400
控除合計額	52,865
控除後の収入額(最低賃金額:B)	77,311

協会けんぽ島根 保険料

賃金額の0.6%

源泉徴収 月額表

前年収入を同額とした試算

稼働に伴う生活需要の増加分

※労働組合加入者は組合費も控除対象となる

※可処分所得として見なすべき金額

(収入認定額の 59.4%)

全級地で要保護状態

(生活扶助額には期末一時扶助と冬期加算は算入せず)

生活保護基準額 (A)	最低賃金額(B)との差 (A-B) 保護基準が 大	最賃との差 (1時間当たりの金額)
2級地-1	105,460	28,149
3級地-1	96,630	19,319
3級地-2	95,140	17,829

(生活保護基準は、18~19歳 単身独居の場合)

(円未満切り捨て)

※備考※

- 期末一時扶助額(2-1: 12,880円 3-1: 11,610円 3-2: 10,970円) 12月のみ支給
- 冬期加算額(県内全地域:4,630円/月) 11月から3月までの間のみ支給
- いずれも季節的な需要に鑑みての給付であり、その時期での保護の要否判定に用いる基準

◎中央審議会同様に、期末一時扶助額と冬期加算額を生活扶助に加えた場合は以下の通り

(2級地-1)を例に計算すると、期末一時扶助と冬期加算の合計額を月額換算すると、3002円/月

更に時間当たり金額は、3002円÷144=20円(円未満切り捨て)

つまり、2級地-1の場合、195円+20円=215円/時間 も最低賃金額が低くなる